

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

一復史料

自昭和二五
一至二五
一一

一復資料整理部庶務 末鞠綴

(復員局業務月報 正合心)

防衛研修所戦史誌

